

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和33年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

（16） 住民基本台帳カードの交付

第3条第2項中「50円」の次に「、住民基本台帳カードの交付の事務手数料は、1件500円」を加える。

別表60の項中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第12号ハ」に改め、同表61の項中「第31条の2第2項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二」に、「第62条の3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第13号二」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定及び第3条第2項の改正規定は、平成15年8月25日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳カードの交付に係る事務手数料を新設するとともに、租税特別措置法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第41号議案

第一中学校改築工事請負契約

上記の議案を提出する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年

第一中学校改築工事請負契約

第一中学校改築工事実施のため、下記の請負契約

を締結する。

記

- 1 契約の目的 第一中学校改築工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 1,554,000,000円
- 4 契約の相手方 東京都足立区保木間四丁目13番13号  
金澤・新井・森川建設共同企業体  
代表者 金澤建設株式会社  
代表取締役 高橋 祐太郎
- 5 工 期 契約締結の翌日から平成17年  
2月28日まで

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、制限付一般競争入札により落札者と契約を締結いたします。

第42号議案

第一中学校改築電気設備工事請負契約

上記の議案を提出する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年

第一中学校改築電気設備工事請負契約

第一中学校改築電気設備工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 第一中学校改築電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 220,500,000円
- 4 契約の相手方 東京都足立区中央本町一丁目12番14号  
雄光・戸澤建設共同企業体